

(参考)【死亡した者の平成 30 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表】

死亡した者の平成 30 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表
(兼相続人の代表者指定届出書)

1 死亡した者の住所・氏名等			
住所 (〒XXX-XXXX) 00市△△町X-XX-X	氏名 フリガナ コクゼイタロウ 国税太郎	死亡年月日 平成30年12月3日	
2 死亡した者の納める税金又は還付される税金 [所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額] [還付される税金のときは額部に△印を付けてください。] 13,100円…A			
3 相続人等の代表者の指定 [代表者を指定されるときは、右にその代表者の氏名を書いてください。] 相続人等の代表者の氏名			
4 限定承認の有無 [相続人等が限定承認をしているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。] 限定承認			
5			
(1) 住所 (〒XXX-XXXX) 00市△△町X-XX-X	(〒XXX-XXXX) 00市△△町X-XX-X	(〒XXX-XXXX) 00市△△町X-XX-X	(〒 -)
(2) 氏名 フリガナ コクゼイヨシコ 国税良子	フリガナ コクゼイイチロウ 国税一郎	フリガナ コクゼイジウジ 国税二貴	
(3) 個人番号			
(4) 職業及び扶養の親 職業 なし	職業 専業主婦	職業 会社員	職業 専業主婦
(5) 生年月日 明・大・昭・平 39年7月20日	明・大・昭・平 39年3月10日	明・大・昭・平 44年6月1日	
(6) 電話番号 XX-XXXX-XXXX	XX-XXXX-XXXX	XX-XXXX-XXXX	
(7) 相続分…B	法定・指定 1/2	法定・指定 1/4	法定・指定 1/4
(8) 相続財産の価額	35,000,000円	17,500,000円	17,500,000円
6 納める税金等			
各人の納付税額 A 各人の100円未満の端数を切り捨て	6,500円	3,200円	3,200円
各人の還付金額 各人の1円未満の端数を切り捨て			
7 還付される税金の受取場所			
振込を希望する場合	銀行名等 銀行 金庫・組合 農協・漁協 本店・支店	銀行名等 銀行 金庫・組合 農協・漁協 本店・支店	銀行名等 銀行 金庫・組合 農協・漁協 本店・支店
口座番号			
貯金口座の記号番号			
郵便局名等			

平成二十九年分以降用) ○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

全ての相続人や包括受贈者の個人番号を記入します。

作成に当たっての留意事項

- この申告書は、相続の開始があったことを知った日の翌日から起算して4か月を経過した日の前日（例えば、死亡した日が6月20日であるときは、10月20日）までに提出してください。
- 相続人等が2人以上いる場合には、確定申告書と「死亡した者の平成__年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書の付表」を併せて提出してください。この場合、使用する確定申告書と付表は、それぞれ相続人等を通じて1枚で足りません。
なお、あなたの個人番号を他の相続人等が閲覧できる状態になることを防止するために、他の相続人等と一緒に申告せず、他の相続人等とは別に確定申告書と付表を提出することも可能です。
- 相続人等が1人の場合には、付表の提出を省略して差し支えありません。（作成は「(12) 死亡した方の準確定申告をする場合の記載例①」を参照してください。）

◆ 個人番号の記入等について

- 平成 30 年分準確定申告に当たっては、①全ての相続人等の個人番号の記入及び②全ての相続人等に係る本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。
相続人等が1人の場合の個人番号の記入方法については、「(12) 死亡した方の準確定申告をする場合の記載例①」を参照してください。
また、本人確認の詳細については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」(<http://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>)をご覧ください。
- 申告書の控えを作成される場合は、その控えに相続人等の個人番号を記入していただく必要はありません。
なお、申告書の控えは複写式になっており、記入していただいた個人番号が控えに複写される場合がありますので、その控えを使用する場合には、複写された個人番号をマスキングするなどの対応をお願いいたします。